

【対象要件】

●賃上げ環境整備助成金

対象：中小企業・小規模事業者

要件：最低賃金近傍※の労働者の時給を70円以上引き上げたこと

※賃上げ前の時給が984円～1,034円の者

●被災小規模事業者賃上げ支援金

対象：被災した小規模事業者

要件：①最低賃金近傍※の労働者の時給を70円以上引き上げたこと

※賃上げ前の時給が984円～1,034円の者

②被災証明書等（半壊以上）の交付を受けていること

③被災前から売上高等が3%以上減少していること